

介護職員等処遇改善加算

「介護職員等処遇改善加算」とは

介護職員等処遇改善加算は、介護職員をはじめとする介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算です。介護業界の大きな課題である人材不足を解消するために設けられています。

2024(令和 6) 年度の報酬改定により、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、新たに「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算の要件には「キャリアパス要件」「月額賃金改善要件」「職場環境等要件」の 3 種類があります。

職場環境等要件に含まれる「見える化」について

介護職員等処遇改善加算を取得するためには上記の必要要件がありますが、職場環境等要件の中の「見える化」に向けた取り組みについて介護職員等処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能である事が明確にされています。

職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき介護職員等改善加算の取得状況を報告し賃金以外の待遇改善に関する取組

内容を下記に掲示いたします。

◆職場環境要件項目について

「入植促進に向けた取組」

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い

採用の仕組みの構築

「資質の向上、キャリアアップに向けた支援」

・研修受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対しての受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しよう

とする者に対する研修受講の支援等（認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメ

ント研修等）

「両立支援・多様な働き方の推進」

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフト、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の

制度等の整備

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

・業務、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

「腰痛を含む心身の健康管理」

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフト、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の

制度等の整備

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

・業務、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

「腰痛を含む心身の健康管理」

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェック等健康管理対策の実施

・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の整備

「生産性向上のための業務改善の取組」

・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか介護業務以外の業務の提供）

等による役割分担の明確化等

「やりがい・働きがいの醸成」

- ・ミーティング等による組織内コミュニケーションの円滑化による個人の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供等

当法人の介護職員等処遇改善加算の算定状況

生活支援ホーム本城・・・介護職員等処遇改善加算 II